

4. 歎願書と要求書として市日再提出すること。
5. 十名より成る争議対策委員會と設置し、具體的運動方法と決定すること。

再提出要求書の内容

前回提出せし歎願書中運輸課(乗務員)第二條及び第四條を削除し、殘餘の條項を左記一項を即時実行すべし。
一 代務制度廢止撤回の件
右回答を来る市三日午後四時本社會議室にてなすべし。

昭和二年二月二十一日

斯くて市日午後一時、松坂支部長外四名は會社に青木社長を訪問し前記決議文及要求書を提出し、續いて争議対策委員會より示威的決議文を提出した。
而して争議団は市三日午後六時威運動を行ひ回答を求めんと計畫せしか、會社側は機先を制し市二日突如回答をなすべく争議団側に通生したる。

回答期日にあらざるを理由として應ぜざりし爲も、清水運輸課長自ら争議団に到り左記の如き回答書を午交せんとしたるも之亦應ぜず、止むを得ず書留郵便にて郵送したが争議団側は直ちに返送し、持久戦に入るべく諸種の準備を整へた。

回答書の内容

昭和二年二月二十一日付要求に對する事項に在篤と考慮したるも要求に應じ難く此段回答候也

昭和二年二月二十二日

京浜電気鉄道株式會社

松坂榮二郎 殿

四 罷業開始

二十二日夜末争議団側は徹夜従業員負の自宅訪問を行ひ罷業決行打合